

京都日独協会会則

昭和32年 6月22日 制定
昭和48年 7月13日 改正
昭和59年 6月 8日 改正
平成18年 9月 6日 改正
平成23年 6月24日 改正

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、京都日独協会と称する。
第 2 条 本会は、事務所を、京都市左京区上高野諸木町50-3 翠川医院内に置く。
第 3 条 本会は、文化及び産業における日独両国間の関係を助長し、併せて両国民の親善を図ることを目的とする

第 2 章 会 員

- 第 4 条 本会の会員は、名誉会員、個人会員及び法人会員とする。
名誉会員は、理事会の承認を得て、会長が推薦するものとする。
個人会員は、本会の目的に賛同し、年額会費10万円を納めるものとする。
法人会員は、本会の目的に賛同し、年額会費10万円を納めるものとする。
第 5 条 個人会員又は法人会員になろうとするものは、会費を添えて入会届を提出し、会長の承認を受けなければならない。
会員で退会しようとするものは、理由を附して退会届を提出しなければならない。

第 3 章 役 員

- 第 6 条 本会に、次の役員を置く。
会 長 1名
副会長 3名以内
理 事 15名以上20名以内(内 常務理事5名)
監 事 2名
会長、副会長及び常務理事は、理事会で互選する。
理事及び監事は、総会で選任する。
会長は名誉会長や顧問を推薦することができる。
第 7 条 会長は、本会を代表し、これを主宰する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
理事は、理事会を組織し、重要な会務を審議する。
常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。
監事は、本会の会計及び会務を監査する。
第 8 条 役員任期は2年とする。但し重任を妨げない。

第 4 章 会 議

- 第 9 条 本会の会議は、総会と理事会とする。
総会は、毎年1回開催し会長が招集する。
総会は、重要な会務を審議する。
理事会は、会長が随時招集する。
第10条 会議の議事は、出席人員の過半数の賛成をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 5 章 会 計

- 第11条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入金をもって充てる。
第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

本会設立当初の理事は、発起人をもって充てる。
本会則は、昭和32年6月22日から施行する。